

令和5年4月1日

業者各位

東大阪市行政管理部契約検査室契約課

令和5年度 入札・契約における変更点について

令和5年度より、入札・契約について以下のとおり変更いたしますので、ご注意ください
ようお願いいたします。

1. 発注基準の改正について

- ① 発注予定金額が5000万円以上の案件に応札する場合には、特定建設業許可を必要としておりましたが、令和5年度より、5000万円以上9000万円未満の案件については一般建設業許可でも可とします。

変更前		変更後	
建設業許可	発注予定金額	建設業許可	発注予定金額
特定	8000万円以上1.2億円未満	特定	9000万円以上1.2億円未満
	5000万円以上8000万円未満	一般	5000万円以上9000万円未満

- ② 8000万円以上の案件は監理技術者の配置を必要としておりましたが、令和5年度より9000万円以上の案件について必要とします。

※各業種の発注基準については、本市ウェブサイトで公表しております「発注基準表」をご確認ください。

<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000000748.html>

2. ガス設備工事の発注について

本市におけるガス設備工事は、現在都市ガス事業者との随意契約としていますが、令和5年度より、原則として発注予定金額130万円超の工事については、一般競争入札(電子入札)を、130万円以下の工事については、見積もり合わせを実施します。

※詳細については、別途掲載しております『ガス設備工事の発注について』をご確認ください。

3. 東大阪市営繕工事における設計数量の公開について

東大阪市が発注する営繕工事の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札時における

入札参加者等の積算、工事費内訳書作成の効率化と負担軽減を図るため、設計価格の算出に用いる積算数量を公開します。

※詳細については、別途掲載しております『東大阪市営繕工事における設計数量の公開について』をご確認ください。

4. 東大阪市電子入札システムICカード名義人にかかる経過措置について

代表者変更等に伴う IC カードの名義人変更の手続きについては相応の期間を有することから、「旧ICカード使用依頼書」を提出した場合に限り、前任の代表者等による入札行為を有効とする経過措置を設けます。

※詳細については、別途掲載しております『東大阪市電子入札システム IC カードの名義人に関する経過措置について』をご確認ください。

5. 電子入札参加申請書のファイル形式変更について

令和5年度公告案件より、電子入札システム上でダウンロードいただく発注図書の「電子入札参加申請書(システム添付用)」について、ファイル形式を Word ファイルから PDF ファイルへ変更いたします。

※詳細については、別途掲載しております『電子入札参加申請書について』をご確認ください。

6. 東大阪市電子申請システムでの事後審査書類の提出について

開札後に落札候補者から提出していただく、入札参加資格確認書類(事後審査書類)の提出方法について、現在は原則窓口へ持参する方法としておりますが、令和5年度以降、東大阪市電子申請システムでの提出も可とします。

※詳細については、別途掲載しております『事後審査書類の提出方法の変更について』をご確認ください。